



まえがき

効果は小粒ながら、今までにない新しい税制といえるものがいくつかありますが、アベノミクスの第3の矢（民間投資を喚起する成長戦略）は尽きたのだろうか、というのが今年の税制改正を一覧した第一印象でした。話題性の高いものとしては、空き家対策の3,000万円控除ぐらいしかないし、目を見張るべきものとしては、消費税の軽減税率導入の法規化がありましたが、消費税10%への増税再先送りが予想されていたので、現実感を持てない改正でもありました。

しかし、消費税10%への増税と軽減税率導入・インボイス制度導入とはワンセットの政策なので、10%増税が先送りとなったとしても、増税の廃止でない限り、軽減税率導入・インボイス制度導入の骨格は、今年の税制改正で固まったと言うべきかと思われます。消費税の制度が、これで一気に複雑になり、更なる複数税率化への準備も無い、制度執行に向けての当局の狙いを定めた管理体制の強化も織り込まれています。

また、今年4月3日暴露のパナマ文書は、タックスヘイブンの利用の一端を垣間見させてくれましたが、世界には60余のTaxHavenがあり、スイスやリヒテンシュタインなど老舗のヨーロッパや、TaxHavenの大半を占めるシティが牛耳る旧英連邦

王室属領地群、そして米国内外のTaxHavenですが、全体から見ればほんの一部に過ぎません。有名なケイマン、バージン諸島、バミューダなどパナマを含めTaxHaven専業のような地域は、吸引している資金の量と無関係に貧しいまま、その果実はシティやウォール街に吸い取られています。

TaxHavenの利用者を槍玉にあげるに止まらず、そのシステムを作って、巨額に潤っている元凶をこそ退治すべです。多国籍企業の税源浸食や利益移転（BEPS）は合法行為とされていて、今年も、B E P S プロジェクトの勧告を踏まえ、移転価格税制の各国共通の様式化、全体像の提供義務付けの整備を創設していますが、本丸を目指さない小さな一歩を進めているような状況です。

今年の税制改正項目

平成28年度の税制改正は、〔消費税制分野〕〔個人課税分野〕〔企業関連税制分野〕〔税制周辺制度整備の施策分野〕の各分野で行われました。

それぞれの改正分野での単純な期限延長以外の主要な改正項目は、次の通りです。そのうち、◎を付けたものをズームアップし、後掲しました。

- 〔消費税制分野〕
- ◎消費税の軽減税率制度とインボイス制度導入

(2)

- 高額特定資産仕入と免税・簡易の適用関係改正
- 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
〔個人課税分野〕
- 足切り12,000円の医療費控除の特例創設
- 空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設
- 多世帯同居改修工事ローン控除等の創設
- 海外勤務等非居住者への住宅ローン控除の適用
- 国外転出時課税制度の不合理不公平部分の解消
- 営農継続地での太陽光パネル地上権設定の容認
- 遊休農地への固定資産税課税強化と斟酌政策
〔税制周辺制度整備の施策分野〕
- クレジットカード納付制度の創設
- マイナンバーの記載対象書類の不要化見直し
- 延滞税の計算期間等の最高裁判決を承けた改正
- 自主的修正申告に係る加算税制度の強化見直し
- スキヤナ保存制度の拡充
- B E P S関連多国籍企業情報報告制度の整備
〔企業関連税制分野〕
- 地方創生応援税制（法人版ふるさと納税）創設
- 法人税本則税率の段階的引下げと財源措置
- 外形標準課税の拡大と赤字企業冷遇策促進
- 地方法人特別税廃止と地方法人税税率引き上げ
- 環境関連投資促進税制の見直しと延長
- 雇用促進税制の縮減・延長と特則措置の拡充

ちなみに、前年以前の税制改正で、平成28年に施行される主なものに、次のものがあります。

- 特定公社債等に係る新課税制度
- 一般公社債等に係る新課税制度
- 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組
- 国際課税原理変更（総合主義から帰属主義へ）
- N I S Aの拡充とジュニアN I S Aの創設
- 国外居住扶養親族控除等の書類の添付等義務化
- 財産債務明細書から財産債務調書へ

消費税の軽減税率制度とインボイス制度導入をズームアップしてみます

消費税については、軽減税率制度導入とその対

象、インボイス制度の導入と移行方式について法定化されました。施行は、平成29年4月1日からとなっていますが、延期されそうです。

●軽減税率対象品目及び税率

対象品目は、飲食料品（酒税法に定める酒類を除く）と定期購読契約の新聞（週2回以上発行）です。なお、外食サービスとされる食品は軽減対象外です。

軽減税率は、8%（内、国税6.24%、地方消費税1.76%）です。

●適格請求書等保存方式の創設

現行の仕入税額控除方式は、帳簿・請求書等保存方式ですが、これが帳簿・適格請求書保存方式に代わることになりました。適格請求書のない仕入は、たとえどんな大企業からのものでも、仕入税額控除ができません。

（1）適格請求書とはいわゆる「インボイス」のことの法律文言です。適格請求書には、①発行者の氏名又は名称及び登録番号、②取引年月日、③取引内容（軽減税率対象である旨の記載を含む）、④税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、⑤消費税額等、⑥交付を受ける事業者の氏名及び名称、を記載することになります。

（2）マイナンバーとは別に、新規に、適格請求書発行事業者登録番号が制度化されます。所轄税務署長に申請して審査を受けて登録番号を確保しない限り適格請求書は発行できず、逆に、登録番号を授与された者は、課税事業者選択届を提出したと同じことになり、その取消しの届け出をしない限り免税事業者に戻ることができません。消費税法違反で罰金を科されると登録拒否・登録取消にされることになり、国外事業者だと国税の滞納があることだけで登録拒否・登録取消になります。適格請求書への偽り記載や誤認されそうな類似書類の発行は禁じられ、罰則が設けられています。

（3）帳簿・適格請求書保存方式での課税売上・課税仕入の税額計算の方法は、帳簿・適格請求書での税額の積上げ計算と、税率の異なる毎の取引総額からの割戻し計算との選択となっています。現行制度にも積上げ計算方式があり、それと

基本的には同じです。なお、この適格請求書保存方式の正式導入は、平成33年4月（延期予定）となっています。

●正式導入までの経過措置 平成33年3月（延期予定）までの経過措置の内容は、次のとおりです。

（1）現行の帳簿・請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応する措置を講じます。具体的には、請求書に①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額を記載（区分記載請求書等保存方式）することになります。そして、上記、①・②について、不完全な区分記載請求書の交付を受けた場合は、事実に基づき追記することが認められています。

（2）税額計算の方法は、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられます。①10営業日サンプル割合方式、②仕入割合での売上割合推定方式、③50%簡便法などです。

●正式導入後の経過措置 適格請求書保存方式導入後は、免税事業者からの仕入れに関して、原則的には仕入税額控除はできなくなりますが、一定の経過措置が設けられ、正式導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認めています。導入後3年間は80%、その後の3年間は50%です。

高額特定資産仕入と免税・簡易の適用関係改正をズームアップしてみます

平成22年税制改正で、自販機利用による居住用賃貸住宅建設時の消費税還付の仕組み作りができないことになりました。課税事業者選択後および新会社設立後の2年間に調整対象固定資産（税抜価格が100万円以上の固定資産）を取得した場合には、その取得があった課税期間を含む3年間は、免税事業者や簡易課税事業者になれない、また、その3年間で課税売上割合に著しい変動があると調整計算により還付消費税が取戻されること

になる、という歯止めでした。

しかし、この歯止めには穴がありました。分譲建物などの棚卸資産を歯止め規定からそっくり除外していたことです。また、非居住用物件の賃貸ビル等の調整対象固定資産の取得の場合にも、3年縛りの対象になるのは、基準期間の存在しない期間での取得や課税事業者選択から2年以内に限られており、それを過ぎていれば免税や簡易課税の選択に支障はありませんでした。

特定目的会社を設立する方式を採れば、抜け穴を利用するスキームは容易に構築できたようで、これを封じるために、基準期間の有無などとは無関係な次のような新規定が創設されました。

①一般課税事業者が、「高額特定資産」の課税仕入れや建設等、輸入等をした場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度は、適用されません。

②「高額特定資産」とは、取引単位につき、支払対価の額が税抜きで1,000万円以上の棚卸資産と調整対象固定資産及び税抜きの課税支払原価累計額1,000万円以上の自己建設資産、です。

この改正は、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等（平成27年末以前契約によるものを除く）を行った場合について適用されます。

足切り12,000円の医療費控除の特例創設をズームアップしてみます

現行の医療費控除とは選択制で、セルフメディケーション（自主服薬）推進のため、いわゆるスイッチOTC医薬品（そういうロゴマークが付いている）の購入費用について、年間12,000円を超える場合の医療費控除（所得控除）の特例が新設されました。

ただし、上限が88,000円、保険金等での補填があればそれは控除です。さらに、①予防接種（医師専与限定）、②特定健康診査、③定期健康診

(4)

断、④健康診査、⑤がん検診、のいずれかを受けていることも条件です。

そして、もう一つ、この控除は旧来の医療費控除と選択制でダブル適用は不可です。医療費控除額（足切額10万円、200万円）の方が大きい場合には、一般的医療費控除を選ぶことになります。この改正は、平成29年1月1日以後購入の該当医薬品について適用されます。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設をズームアップしてみます

放置された空き家による周辺の生活環境への悪影響が社会問題になり、固定資産税の重課などの北風政策が実施されていますが、逆に未然防止の観点からの太陽政策として、3,000万円の譲渡所得からの特別控除という特例が創設されました。

適用対象要件は、居住用財産の譲渡所得の3,000万円控除の制度とほぼ同じです。ただし、①譲渡者本人ではなく、被相続人の居住用家屋及びその敷地であったこと、②相続開始後3年経過した年末までに譲渡した場合に適用されること、③昭和56年5月31日以前の建築であること、④家屋を譲渡対象とするときは耐震性が確保されていること、⑤区分所有建物でないこと、⑥相続開始直時に被相続人の一人住まいであったこと、⑦譲渡対価が1億円以下であること、という相違点があります。

なお、相続財産にかかる譲渡所得の取得費加算の特例とは選択適用です。

適用時期は、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間です。

多世帯同居改修工事ローン控除等の創設をズームアップしてみます

子育て支援目的の多世帯同居改修工事が、省エネ改修工事、バリアフリー改修工事などの増改築

ローン控除の仲間に加わりました。三世代同居等の多世帯同居向けの改修工事（①台所、②浴室、③便所、④玄関のいずれか2つ以上が複数となる工事）をした場合のローン負担残高（250万円限度）について2%、同時に他の改修工事部分のローン負担残高（併せて1000万円限度）について1%の、税額控除ができるようになりました。工事費用は最低50万円を超えていなければならず、ローン期間は5年以上であることが要件です。税額控除の期間は、改修工事后に住み始めた年（平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間）から5年間です。

なお、ローンを組まずに自己資金だけでの住宅改修でも減税の恩恵を受けられます。工事して利用に供した年のみの1回限り、改修費用の10%の税額控除（25万円限度）となります。

クレジットカード納付制度の創設をズームアップしてみます

国税の納付手段の多様化を図る観点から、インターネット上のクレジットカードによる納付を可能とする制度が創設されます。国税を納付しようとする者は、国税庁長官が指定する納付受託者（クレジットカード会社）に納付を委託することができます。

この場合、納付受託者がその委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利息税等に関する規定が適用されます。

地方税では、以前からクレジットカード納税の制度を導入している自治体があります。東京都の場合、自動車税、固定資産税・都市計画税、個人事業税、不動産取得税などで利用できますが、税額100万円未満という制限があり、また、納付に際しては決済手数料がかかります。決済手数料は、税額10,000円ごとに73円(消費税別)です。

国税での制度実施は、平成29年1月4日以後に国税の納付委託をする場合からです。国税でのクレジットカード納付では、地方税と異なり決済手

数料の負担はなく、その上にポイント還元があるので、国税での他の納税方法と異なる恩恵制度が創設されたことになると言えます。

マイナンバーの記載対象書類の不要化見直しをズームアップしてみます

平成28年1月1日以後提出の多くの税務関係書類に、マイナンバーの記載欄が設けられています。しかし、①民間だけで通用する予定の書類にはマイナンバーは記載されるべきではないし、②実質的に税務署に提出することが予定されていない書類にまでマイナンバーの記載を求めるのは形式的すぎるし、③毎年のように同じものを提出する書類にその都度マイナンバーの記載を求めるのも形式的すぎるし、④主たる書類と併せて複数作成提出する書類については一つにだけマイナンバー記載があれば十分なはずです。

そういう趣旨から、税務関係書類を見直すと、ほんの一部を除き、何百もの書類がマイナンバー記載不要になります。刑事罰まである納税者のマイナンバー管理の義務や負担を考慮すると、この見直しは、マイナンバー制度定着のためにも必須のことと思われます。税務署サイドでも、記載のない税務関係書類の提出があっても、マイナンバー記載が手続上の必須要件となっているもの以外では、改めて記載を求めないこととしています。

マイナンバーの制度趣旨からその記載が必要とされるのは確定申告書及び法定調書などですが、マイナンバーの記載を不要とする税務関係書類の代表的なものを、国税庁ホームページの掲載記事から幾つか例示してみます。

(1)複数併出書類なので記載不要書類

- ・所得税の青色申告承認申請書
- ・消費税簡易課税制度選択届出書
- ・相続税延納・物納申請書
- ・国外送金等をする者の告知書

(2)実質的には税務署長等に提出されない書類

- ・非課税貯蓄申込書

- ・財産形成非課税住宅貯蓄申込書
- ・非課税口座廃止届出書

(3)毎年継続提出書類とその関係書類

- ・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ・給与所得者の保険料控除申告書
- ・住宅借入金等特別控除申告書
- ・退職所得の受給に関する申告書

延滞税の計算期間等の最高裁判決を承けた改正をズームアップしてみます

今年の税制改正大綱に、「最高裁判決を踏まえ」との書き出しの部分があります。どういう最高裁判決があったのかというと、法定申告期限内に相続税の申告及び納付をした事案で、当初申告における土地の評価が時価よりも高かったとして減額更正の請求をしたところ、所轄税務署長はそれを一部認めて、減額更正し、還付加算金を付加して過納金を還付したもの、その後、税務署が認定した土地の評価減は正しくなかったとして逆に一部増額更正をし直した、というものです。

納税者が、これにより新たに納付すべきことになった税額を納付したところ、当初の期限内申告期限からの延滞税の督促を受けました。還付税額の一部を再納付したら延滞税が発生するというのは納得できない、と訴えたところ、最高裁はその延滞税の全額の納付義務を否認しました。

それで、この「最高裁判決を踏まえ」で、過去5年以内の類似の延滞税納付事例の洗い出しと、還付の処理をしている旨の「お知らせ」情報が公表されています。

また今年は、最高裁判決（2014.12.12）の示した解釈に沿いつつ、必ずしも最高裁判決に一致はしていませんが、延滞税計算に関する税法規定を文理解釈できるように整備し直しました。

減額更正後の増額更正再納付のケースに限り、
①法定納期限から減額更正までの期間について延滞税計算の延滞期間に含めない。

(6)

②減額更正から増額更正までの期間（減額更正が更正の請求に拵る場合は減額更正時から最大1年間）についても延滞税計算の延滞期間に含めない。

最高裁判決事例は、減額更正後の増額更正再納付に当たり、延滞税の督促はしていますが、過少申告加算税は課していませんでした。

今年の税制改正では、過少申告加算税についても、改めて規定を増設し、判決事例とは異なり、減額更正後の増額更正再納付では原則不課税としつつ、更正の請求による減額更正の場合は賦課となることとしています。これらの改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

自主的修正申告に係る加算税制度の強化見直しをズームアップしてみます

一般的に自主的修正申告には延滞税はあっても加算税はないとされていました。

①「税務署の担当者から電話で申告書の内容に問題がないか確認して、必要ならば修正申告書を提出するよう連絡を受け・・・納税者の方が自主的に修正申告書を提出された場合には、・・・過少申告加算税は賦課されません。」(FAQ)

②「意見聴取における質疑等のみに基づいて修正申告書が提出されたとしても、『調査があったことにより』という要件を満たさないことから、・・・更正があるべきことを予知してされたものには当たらない。」(事務運営指針)

③「臨場調査・・・反面調査・・・非違事項の指摘等により、当該法人が調査のあったことを了知したと認められた後に修正申告書が提出された場合の当該修正申告書の提出は、原則として『更正があるべきことを予知してされたもの』に該当する。臨場のための日時の連絡を行った段階で修正申告書が提出された場合には、原則として『更正があるべきことを予知してされたもの』に該当しない。」(事務運営指針)

これらの①②③の税法解釈公開情報のうち、③

の部分を変えるための見直しがなされました。調査を行う旨の通知後、更正予知までの間に修正申告がなされた場合の新たな加算税の措置、及び短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入です。

(1)調査の事前通知以後、かつ、更正予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の税率（現行：0%）は、5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える場合、その部分は10%）

(2)期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の税率（現行：5%）は、10%（納付すべき税額が50万円を超える場合、その部分は15%）

(3)期限後申告若しくは修正申告（更正予知によるものに限る）又は更正若しくは決定等があった場合、その5年前までの間に、同税目につき無申告加算税（更正予知）又は重加算税を課されたことがあるときは、無申告加算税の税率は15%（納付すべき税額が50万円を超える部分は20%）又重加算税の税率は、過少申告加算税・不納付加算税に代えての35%、無申告加算税に代えての40%について、それぞれに10%加算

これらの改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

地方創生応援税制（法人版ふるさと納税）創設をズームアップしてみます

地方公共団体が行う地方創生推進事業に対して寄附を行った場合、従来からの寄附金の損金算入措置に加え、その寄附金額の一部を、支出した事業年度の法人事業税額・法人住民税法人税割額及び法人税額から控除する制度が創設されました。

個人のふるさと納税では自己負担が2,000円で済むようにプランニングできますが、法人版はそれと異なり、最低でも寄附額の40%以上の自己負担になります。

ふるさと納税の税負担軽減限度額の計算は、
・寄附金損金算入による税減少（寄附額の約30%）
・法人事業税寄附金控除額（寄附額の10%）

- ・法人住民税寄附金控除額（寄附額の20%）
- ・法人税寄附金控除額（寄附額の10%）

ただし、法人税からの控除は、法人住民税から控除しきれなかった分を限度としますので、法人住民税で限度いっぱいの控除をしていたら、法人税から控除する余裕枠はありません。

その他、各税の税額控除の限度額にはそれぞれ法人事業税（税額の20%、平成29年4月以後開始事業年度では15%）、法人住民税（税額の20%）、法人税（税額の5%）という制限もあります。

以下、法人版ふるさと納税の留意事項です。
①寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

②地方税法における「主たる事務所又は事業所」が所在する地方公共団体への寄附については、本税制の対象となりません。

③次の都道府県、市町村への寄附については、本税制の対象となりません。

i.地方交付税の不交付団体である都道府県

ii.地方交付税の不交付団体であって、その全領域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村

<平成28年度の対象外地方公共団体>

- 東京都

- 埼玉県戸田市、三芳町

- 千葉県市川市、浦安市

- 神奈川県鎌倉市、藤沢市、厚木市、寒川町

- 東京都23特別区、立川市、武藏野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、

多摩市、羽村市、瑞穂町

④1回当たり10万円未満の寄附は対象外です。

⑤寄附の払い込みについては、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施し、事業費が確定した後に、その範囲内で行うこととなります。

法人税本則税率の段階的引下げと財源措置をズームアップしてみます

法人税の本則税率（現行：23.9%）が、平成28年4月1日開始事業年度から23.4%、平成30年4月1日開始事業年度から23.2%になります。

なお、平成29年3月31日以前開始事業年度において中小法人等に適用される課税所得800万円以下15%の軽減税率措置については、特に変更はありません。

以下は、税率引下げのために新たに採られた財源措置です。

●建物付属設備と構築物等との定率法の廃止
選択可能な償却方法であった定率法が次の資産区分において廃止され、建物附属設備と構築物については定額法のみ、鉱業用減価償却資産については生産高比例法と定額法のみ、とされました。

平成28年4月1日以後に取得する資産について、適用されます。所得税についても同様です。

●30万円未満損金算入は1,000人超法人適用除外
中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得等した場合に、年間300万円までを全額損金に算入することができる制度は、平成30年3月31日まで2年延長されました。常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は適用除外とされました。

●欠損金の繰越控除制度の段階的縮減の見直し
欠損金の繰越控除制度における控除限度額を50%にする時期が平成30年4月1日開始事業年度からと1年間遅くなり、それまでは3年刻みで段階的に縮減（平成28年度は60%、平成29年度は55%）されることになりました。

この1年遅れ措置に合せて、欠損金の繰越控除期間の9年から10年への延長も、平成30年4月1日開始事業年度から、となりました。

なお、中小法人等に対しては、欠損金の繰越控除制限規定は、適用除外であり、欠損金の繰戻還付の適用も期限延長で引き続き可能です。

外形標準課税の拡大と赤字企業冷遇策促進をズームアップしてみます

(8)

	改正前	改正後
①付加価値割	0.96%	1.20%
②資本割	0.40%	0.50%
③所得割最高税率	1.90%	0.70%
④地方法人特別税	152.60%	414.20%
③+④ (③×④)	4.80%	3.60%

平成28年度以降税率が改正前と改正後で異なるのは、(1)付加価値割と(2)資本割の二層の重課、(3)所得割最高税率と(4)地方法人特別税の一層の軽課です。予定されていた幻の税率の、付加価値割と資本割の一層の重課、そして、所得割に係わる(③+④)の一層の軽課は、一段と増幅し、事業税は所得のみならず、事業規模に応じても課税する、という趣旨が益々顕著になりました。

なお、「付加価値額が30億円以下の法人」及び「付加価値額が30億円超40億円未満の法人」について、それぞれ激変緩和措置が講じられ、前者については、平成28年度は4分の3(現行は2分の1)、平成29年度は2分の1、平成30年度は4分の1が減額され、控除割合が段階的に引き上げられるようにされ、後者については、控除割合が付加価値額比例的になだらかに遞増するようになる方式が採られています。

中小法人の所得割、400万円以下(3.4%)、400～800万円(5.1%)、800万円超(6.7%)、地方法人特別税(43.2%)は、平成29年3月31日以前開始事業年度については、改正なしです。
また、平成29年4月1日以後に開始する事業年度からは地方法人特別税が廃止され、法人事業税の上記(③+④)に一元化されます。ただし、この一部都道府県の税収を他の自治体に交付する仕組みは法人税割と地方法人税及び新設の法人事業税交付金にバトンタッチされます。

地方法人特別税廃止と地方法人税税率引上げをズームアップしてみます

先に記したように、地方法人特別税は平成29年4月1日以後に開始する事業年度から廃止です。それを承けて、地方法人税の税率が現行の4.4%から10.3%に引き上げられます。

内訳は次のような税率引下げに対応しているので、法人住民税法人税割と地方法人税を合わせた合計税率は、累次の改正前と変わりません。

$$\begin{aligned} &\cdot \text{道府県民税法人税割 } (5\% \rightarrow 3.2\% \rightarrow 1\%) \\ &\cdot \text{市町村民税法人税割 } (12.3\% \rightarrow 9.7\% \rightarrow 6\%) \\ &(5 + 12.3) = 4.4 + (3.2 + 9.7) = 10.3 + (1 + 6) \end{aligned}$$

本改正は、地方法人課税における税収の偏在を是正するための改正であり、国税である地方法人税のウェイトを上げ、それを各地方自治体に適正に配分することにより、地方自治体間の財政格差が生じないようにするものです。

あとがき

アベノミクスの第3の矢がないのは、「一億総活躍社会」の実現にステージを移したから、のようですが、ここで、「同一労働同一賃金」を実現するとの方針を打ち出しています。

過去、同一労働同一賃金は、労働・経営の両側から掲げられていましたが、当時から、パート・アルバイト・季節工などを考慮に入れるものではありませんでした。労働者派遣法の立法以来、契約社員をはじめ非正規雇用者と云われる層が勤労者の4割を超えるに至っており、今や、同一労働同一賃金は、正規・非正規雇用による身分格差問題と考えられるようになっています。

非正規雇用層の拡大に熱心であったアベノミクスが突然方向転換し、同一労働同一賃金を唱えるサプライズは、ここ数年春闘での大幅賃上げを首相自らが経団連など経営サイドに要請しているサプライズと軌を一にしているように思われます。

需要喚起施策から、規制岩盤の破壊の方向に舵を切り替えたのかもしれません、これらは来年以降の税制改正に反映されるのかもしれません。